

## 令和4年度須賀川創英館高等学校生徒の自死に係る第三者調査委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（通知）」（平成26年7月1日付け、26文科初第416号、文部科学省初等中等教育局長）に基づき、令和4年4月15日に発生した福島県立須賀川創英館高等学校（以下「本件学校」という。）生徒の自死について、本件自死に至るまでの事実経過、背景等に関する詳細な調査及び検証、本件自死の原因の究明並びに本件学校及び福島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の本件自死発生前後の対応について調査等を行い、今後の再発防止を図ることを目的として、本件生徒の保護者（以下「本件遺族」という。）の福島県知事及び県教育委員会教育長への要望により、本件遺族の意向に配慮して、須賀川創英館高等学校生徒の自死に係る第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を県教育委員会に設置するとともに、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本件自死に至るまでの事実経過及びそれらの事実の背景等を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 本件自死に至るまでの事実経過において、本件学校の本件生徒に対する対応の事実経過及びそれらの事実の背景等を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (3) 前2号に規定する調査で明らかになった事実を踏まえて、本件自死の原因について究明すること。
- (4) 第1号及び第2号に規定する調査によって明らかになった事実に対して、本件学校及び県教育委員会がどのように対応したのか、又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び県教育委員会の本件自死前後の対応が適切であったかを検証すること。
- (5) 前各号に規定する調査等によって明らかになった結果を審議し、再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。

### (組織)

第3条 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、教育、法律、心理、福祉、医学等に関する専門的な知識及び経験を有する者であって、本件学校、県教育委員会、本件遺族と利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会等から推薦された者とする。

- 2 委員の人数は、7名とする。
- 3 県教育委員会は、推薦された者の中から委員を委嘱し、その後、速やかに委員の氏名を公表する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から第9条第1項の報告が完了した日までの期間とする。
- 5 委員の就任後、本件学校、県教育委員会又は本件遺族の利害関係が明らかとなるなど、当該委員による中立かつ公正な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときは、県教育委員会は、当該委員を解嘱することができる。

(委員の役割等)

第4条 委員は、調査委員会を設置した経緯を踏まえ、調査方針を決定し、第7条に規定する調査を行い、明らかになった事実を審議する等の役割を果たすとともに、その調査権限は全て調査委員会に専属するものとする。

- 2 調査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査委員会の中立性及び公正性)

第5条 調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公正に調査等を行うものとする。

(会議等)

第6条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議は、原則として非公開とする。
- 4 調査委員会は、会議を開催したときは、中立かつ公正な調査等を実施できるよう、議事録を作成しなければならない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の議事は、出席した委員の合議により決する。

(調査)

第7条 調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事項（以下「所掌事項」という。）を遂行するために必要があると認められる場合には、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 県教育委員会及び本件学校に属する職員等（過去に県教育委員会及び本件学校に属していた職員等を含む。）、本件生徒の親族、本件学校の生徒（卒業生、転学生徒等を含む。）、その保護者その他の本件生徒と関わりを有する者（以下「調査対象者」という。）から、事実関係や意見等に関する陳述、説明等（本件学校その他の関係する現場における説明を含む。）を求めること。
  - (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の提出、提示、閲覧、複写等を求めること。
  - (3) 調査対象者から口頭で陳述、説明等を受けたときは、中立かつ公正な調査等を実施できるよう書面での記録を作成しなければならない。
  - (4) 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、所掌事項を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。
- 2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるとき、又は、在籍生徒であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得たうえで、その心

情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。

- 3 本件学校、県教育委員会及び本件遺族は、第1項に定める調査に協力しなければならない。

(当事者からの意見聴取)

第8条 調査委員会は、県教育委員会及び本件遺族から意見を聴取するものとする。

(報告及び公表)

第9条 調査委員会は、所掌事項に係る調査等を終えたときには、調査結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、県教育委員会及び本件遺族に対し報告する。

- 2 調査委員会は、所掌事項についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。
- 3 県教育委員会は、報告書が完成したときは、調査等の状況や報告書を、県民が広く閲覧可能な方法で、適切な書面により速やかに公表する。ただし、その公表方法については、調査委員会及び本件遺族の意向や助言を踏まえた方法とする。
- 4 県教育委員会は、前項に規定する公表に際して、本件遺族を含めた関係者のプライバシー保護等のため、関係法令の趣旨に照らし、本件遺族と相談の上、必要な配慮をしなければならない。
- 5 県教育委員会は、報告書を公表したときは、報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じる。
- 6 本件報告書の内容に明らかな事実誤認、調査の不十分など重大にして看過できない過誤が発見されたときは、本件遺族は調査委員会に対し、過誤の具体的な内容を摘示して、報告書の訂正、削除、付加その他相当な措置を求めることができる。

(文書の保存)

第10条 調査委員会が第7条の規定に基づく調査によって取得及び収集した一切の調査関係資料で、調査委員会が作成に関与した資料の保存期間については、福島県教育委員会文書等管理規則第25条関係、別表第2、保存期間基準表、文書等の類型17に基づき、県教育委員会において10年間保存するものとする。

(事務局)

第11条 調査委員会の事務局は、県教育委員会で構成する。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員で構成する。
- 3 事務局長には、高校教育課長を充てる。
- 4 事務局次長には、高校教育課主幹を充てる。
- 5 事務局員には、県教育委員会の職員を充て、原則として人事異動により除外する場合を除き、交代させないものとする。
- 6 事務局は、調査委員会の指示により、予算管理、委員との連絡調整、調査の進行状況等の本件遺族への説明その他調査委員会が必要と認める事務を中立かつ公正に取り扱う。

(守秘義務)

第12条 委員、調査員及び事務局員は、調査委員会の調査、会議等の会議の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩しては

ならない。その職を退いた後も、同様とする。

(予算)

第13条 調査委員会の運営に必要な経費は、事務局において適切に管理し、執行する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年9月29日から施行する。
- 2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、県教育委員会が招集する。